

東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行に係るQ & A (土木)

§1 施工箇所が点在する工事の間接費の積算

Q1. 処分費等の取扱いについて、一般管理費の対象とする処分費等の金額は、処分費等が「共通仮設費対象額 (P) + 準備費に含まれる処分費」に占める割合の 3% とし、3% を超える金額は率計算の対象とせず、対象とする金額は 3 千万円を上限とするとされている (土木工事標準積算基準 I-2-②-30) が、「東日本大震災の復旧・復興事業等における積算方法等に関する試行要領」に基づく、施工箇所が点在する工事の場合、一般管理費の対象とする処分費等の金額は、

- ① 対象地区毎で考えた率対象となる処分費等の合計を率対象とする
- ② 当該工事全体で考えた率対象となる処分費等 (対象地区毎の「共通仮設費対象額 (P) + 準備費に含まれる処分費」の合計に占める割合の 3% の処分費等) を率対象とする

のどちらか。

A1. ② 当該工事全体で考えた率対象となる処分費等を率対象とする。(平成 29 年 10 月 1 日の土木工事標準積算基準の改正により、①から②に改正となる。)

Q2. 契約保険金の減免 (福島財務規則第 229 条第 1 項第 7 号、「1 件 500 万円未満の建設工事・・・」) について、

- ① 対象地区毎
- ② 当該工事全体

のどちらの金額で判定するのか。

A2. ② 当該工事全体の金額で判定する。

§ 2 遠隔地からの建築資材調達に係る設計変更

Q1. 仮設材の遠隔地からの輸送について、距離に限度はあるか。

A1. 限度はないが、調達の前に発注者と受注者が協議し、当該遠隔地からの調達（輸送）がやむを得ないものと判断され、設計変更の対象とすることが合意された場合（発注者から受注者に「工事内容の変更について（通知）」が通知された場合）にのみ、対象となる

§3 被災地以外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

Q1. 作業員宿舎をリースした場合、現場までの運搬費は対象となるか。

A1. 労働者宿舎に関する費用のうち、本試行で実績変更対象間接費としているのは、労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち借上費および宿泊費である。したがって、運搬費は対象外である。

Q2. 下請業者が作業員宿舎として建物を借り上げた場合の借上費は対象となるか。

A2. 受注者（県から直接工事を受注した者）が直接建物の借上契約をしていなくても、下請業者が当該工事に必要な宿舎として借り上げたもので、書類等により確認できる場合は、対象となる。

Q3. 労働者宿舎として建物を借り上げたが、電気設備や排水設備、空調設備、建物の老朽化等により現状では使用できなかったため改修した。建物の改修工事費を借上費としてよいか。

A3. 改修工事費を借上費とすることはできない。

また、労働者宿舎に関する費用のうち、本試行で実績変更対象間接費としているのは、労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち借上費及び宿泊費であるため、改修工事費は対象外である。

Q4. 受注会社で購入又は用意した一軒家等に作業員を宿泊させた場合、受注会社から作業員に賃貸という形とし、その家賃分を宿泊費としてよいか。

A4. 家賃を宿泊費とすることはできない。

また、労働者宿舎に関する費用のうち、本試行で実績変更対象間接費としているのは、労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち借上費及び宿泊費であるため、家賃は対象外である。

Q5. 受注者（建設会社A）の作業員が、別の会社（建設会社B）が一軒家等を購入又は借り上げて用意した作業員宿舎に宿泊し、建設会社Aが建設会社Bに宿泊費を支払った場合、その宿泊費は対象となるか。

A5. 建設会社Bが旅館業の許可を受けており、建設会社Bの作業員宿舎も旅館、ホテル等としての営業が許可されていなければ、宿泊料を受けて人を宿泊させることはできない。したがって、宿泊費にはなり得ないので、本試行で実績変更対象間接費としている労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に係る土地・建物の借上げに要する費用のうちの宿泊費には該当しない。

Q6. 別の会社（建設会社B）が一軒家等を購入又は借り上げて用意した作業員宿舎の一部を受注者（建設会社A）が借り上げて、建設会社Aの作業員を宿舎させた場合、建設会社Aが建設会社Bに支払った借上費は対象となるか。

A6. 建設会社Bの作業員宿舎の一部を建設会社Aが借り上げて建設会社Aの作業員宿舎とした場合の借上費は本試行で実績変更対象間接費としている労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に係る土地・建物の借上げ要する費用のうち借上費に該当するので、対象となる。

Q7. 受注者（建設会社A）の作業員が、別の会社（建設会社B）が借り上げた旅館、ホテル等宿泊施設の空き部屋に宿泊し、建設会社Aが建設会社Bに宿泊費を支払った場合、その宿泊費は対象となるか。

A7. そのことが書類（請求書・領収書など）で明確に確認できれば、建設会社Bを介して宿泊施設に宿泊費を支払ったことになるので、対象となる。

Q8. 一軒屋の購入費は対象となるか。

A8. 労働宿舎に関する費用のうち、本思考で実績変更対象間接費としているのは、労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち借上費及び宿泊費である。したがって、一軒屋等の購入費は対象外である。

Q9. アパート借上げした場合の電気・水道・ガス・駐車場代は対象となるか。

A9. 労働者宿舎に関する費用のうち、本試行で実績変更対象間接費としているのは、労働者宿舎の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち借上費及び宿泊費である。したがって、駐車場代は土地の借上費として対象となるが、電気・水道・ガスについては対象外である。

Q10. アパート借上げした場合の仲介料、敷金、礼金、保険料等は借上費の対象となるか。

A10. アパート借上げした場合の仲介料、敷金、礼金、保険料等は借上費ではないので、実績変更対象間接費の対象外である。

Q11. アパートで使用する電化製品リース代又は買取り費用、生活必需品等の費用、通信費は対象となるか。（例：洗濯機、テレビ、炊飯器、オーブンレンジ、電気ポット、掃除機、寝具、食器、照明器具、調理器具、ガス台、カーテン、物干竿、洗剤、トイレトーパー、石鹸、電話、FAX 通話料等）

A11. これらは、通常、賃金で賄うことから、対象外となる。本試行で実績変更対象間接費としているものに該当しない。

Q12. 賃金以外の食事の適応範囲を教えて欲しい。

A12. 賃金以外の食事には要する費用とは、労働者の早出・残業費の食事費（事業費負担分）及び食事補助費である。

Q13. 宿舎付近に食事ができる場所が無いので、「食材購入」や「米購入代」を手当として計上し、実績変更対象間接費とすることはできるか。

A13. 通常の食事代については賃金の中で賄うことから、このケースは対象外となる。ただし、早出・残業時の食事費の手当として計上している場合は対象となる。

Q14. 宿泊施設に朝食・夕食付きで宿泊した場合、支払代金に食費代が含まれているが、どのように取り扱えば良いか。

A14. 通常の食事代については賃金の中で賄うことから、実績変更対象間接費の対象外なので、宿泊料金と食事代を分けた領収書（それが困難な場合は、控除すべき食事代の金額が分かる資料）を宿泊施設から発行してもらい、金額を確認する。

Q15. 宿泊施設を受注者が用意し、料理を提供する寮父・寮母のような人を受注者が雇用した場合、その雇用費用は実績変更対象間接費とできるか。

A15. 本試行で実績変更対象間接費としているのは、労働者の輸送に要する費用、労働者宿舍の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に係る土地・建物の借上げに要する費用のうち借上費及び宿泊費、現場労働者に係る募集及び解散に要する費用及び賃金以外の食事・通勤等に要する費用である。したがって、宿泊施設の管理人や料理人の雇用費用は対象外である。

Q16. 社員等従業員であっても、直接工事に従事した場合は、この「労働者確保に要する間接費の設計変更」の対象として良いか。

A16. 社員でも、直接、肉体的もしくは技能的労働を伴って工事施工に従事させる場合は、労働者に該当するため、「労働者確保に要する間接費の設計変更」の対象となる。

Q17. 交通整理員についても、宿泊費及び送迎費等を実績変更の対象とできるか。

A17. 交通整理員は、通常「安全費」に労務賃金にのみ計上することとなっており、労務管理等は現場管理費に形状することとなっている。

交通整理員の宿泊費、送迎費は、現場監理費の「募集解散費」として対象となる。（現場管理費率の対象としない。つまり、共通仮設費の営繕費としない。）

Q18. 複数の工事に従事する労働者の宿泊施設の契約をまとめて会社で行ったため、領収書が会社あてに全額の額面で発行され、対象工事、対象労働者分としての領収書は発行されない。この場合、確認書類はどのようにしたら良いか。

A18. 当該工事に従事した労働者に係る費用の適切性を証明できる書類（全額の額面の領収書、工事別・労働者別の金額計算書、出勤簿、賃金台帳等）で確認する。

Q19. 通勤に要する高速道路料金、燃料費、車両損料は、賃金以外の食事、通勤等に要する費用の対象となるか。

A19. 賃金以外に要した経費のみ、現場管理費の「賃金以外の食事、通勤等に要する費用」として対象となる。

したがって、通勤手当等として賃金で支払っている場合は対象外である。

Q20. 労働者の輸送に要する費用の確認について、送迎の日時、経路等を領収書に記載した者で確認するのか。また、リース車両とした場合、送迎用に使用した証明をどのようにするのか。

A20. 日時、発着場所、燃焼消費量、使用車種等が記載された運転日報（集計表）と領収書等で確認する。

Q21. 労働者が自家用車で自宅から現場に通勤した場合、人件費、燃料費、車両損料は労働者送迎費の対象となるか。

A21. 労働者が自家用車を運転し現場に通う場合は通勤なので、賃金以外に要した経費のみ、現場管理費の「賃金以外の食事、通勤等に要する費用」として対象となる。通勤手当等として賃金で支払っているものは対象外である。

労働者送迎費は、受注者がマイクロバス等を準備し、労働者を宿泊地等から現場まで送迎した場合の運転手賃金、車両損料、燃料費等が対象となる。

Q22. 労働者を宿泊地等から現場まで送迎するために受注者が準備したレンタカーの代金は労働者送迎費の対象となるか

A22. 対象となる。

Q23. 帰省旅費について、高速代・運転手台・車損料は出せるが、燃料について現場送迎費と分離できない場合は、どのようにしたら良いか。

A23. 分離できない場合は距離換算により割り振る。

なお、証明書類により燃料総額の確認ができなければならない。

Q24. 帰省旅費について、旅行先の分かる領収書により確認することでよいか。

A24. 帰省旅費については、旅行先（発着地）の分かる領収書にて確認を行う。

Q25. 帰省旅費について、解散し次の現場に行く旅費も対象になるのか。

A25. 受注者が手当若しくは旅費として支払っているのであれば、対象となる。

Q26. 帰省旅費について、計上できる頻度（月に 1 回、週に 1 回なの）を教えてください。

A26. 現時点では頻度の規定をしていないので、頻度にかかわらず受注者が帰省費又は帰省手当を支払っているのであれば対象となるが、個別具体的な案件で疑義（社会通念上の範囲を逸脱しているのではないかなど）が生じた場合は、発注者と受注者が協議を行うことになる。

Q27. 対象となる労働者が数件の工事を掛け持ちした場合、どの工事に計上すべきか。

A27. 基本的に宿泊に係る手当を支払った会社の工事に計上する。

Q28. 下請業者が労働者を確保するために、宿泊費や交通費等を労働者に支払った場合は、対象となるか。

A28. 労働者に手当として支払った費用が確認できれば対象となる。

Q29. 最終変更後に工事を実施する場合、変更後から工事完了までの期間の間接費については、変更時点までの実績から想定した費用の計上でいいのか、またはその他の計上方法があれば教えてください。

A29. 支払った（支払う）費用のうち、証明書類において確認された費用を実績変更で計上することを原則としている。

当該実績変更は工事目的物の最終的な設計変更とは別に工事完了直前に行うなど、発注者と受注者とで協議のうえ、適切な時期に変更契約を行うこと。

ただし、県議会の議決を要する工事で工事完了直前に設計変更を行うことが困難なものについてはこの限りではない。

Q30. 労働者確保に要する間接費の設計変更において、被災地以外からの労働者を確保した場合の共通仮設費及び現場管理費の積算方法を教えてください。

A30. 共通仮設費の率計上分には、労働者宿舎の営繕に要する費用や労働者の輸送に要する費用が含まれておりますので、運用基準で示す率分を控除した上で、実績額を計上する。

また、現場管理費の率計上分には、現場労働者の募集及び解散に要する費用や賃金以外の食事、通勤に要する費用が含まれておりますので、運用基準で示す率分を控除した上で、実績額を計上する。